

平成28年3月31日要領第32号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター寄付プロジェクト研究部設置・運用要領

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター組織規程（平成22年4月1日規程第1号）第16条の規定に基づき設置しようとする、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）寄付プロジェクト研究部について、その設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「寄付プロジェクト研究部」は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第14条第1号に規定する業務を実施するにあたり、企業等から、特定の研究の資金に充てることを目的に受け入れた寄附金を財源として、当該研究に必要な費用等を賄う。

(設置及び運営の原則)

第3条 寄付プロジェクト研究部は、寄附金を寄附目的に沿って有効に活用するとともに、研究等の進展及び充実を図るため、センターの主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運用するものとする。

(名称)

第4条 寄付プロジェクト研究部には、当該研究の内容を示す名称を付するものとする。
2 寄付プロジェクト研究部の名称について、寄附者から申し出があったときには、寄附者が明らかになるような字句を名称に付することができる。

(設置の申込み)

第5条 寄附の申込みをしようとする者は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター寄付受入規程（平成22年4月1日規程第34号）に基づく寄付申出書を提出するものとする。

(設置の決定)

第6条 理事長は、前条の申込みがあったときは、当該寄付プロジェクト研究部の設置の判断を行うものとする。

2 前項の設置の判断に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えて理事会の議を経るものとする。

- 一 寄付申出書の写
- 二 寄付プロジェクト研究部の概要（別紙様式1）

(存続期間)

第7条 寄付プロジェクト研究部の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。

2 寄付プロジェクト研究部の存続期間は、センターにおける評価を受けた上で、更新することができる。また、更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

(寄付プロジェクト研究部の構成)

第8条 寄付プロジェクト研究部には、少なくとも部長、室長又は医長に相当する者1人の職員を置くものとする。

2 寄付プロジェクト研究部を担当する職員の名称は、寄付プロジェクト研究部職員とする。

3 寄付プロジェクト研究部の構成は、研究所長、病院長、研究開発基盤センター長及び理事長が指名する者で構成する「寄付プロジェクト検討委員会」で決定する。

(寄付プロジェクト研究部職員の職務)

第9条 寄付プロジェクト研究部職員は、当該寄付プロジェクト研究部における研究に従事するほか、寄付プロジェクト研究部における研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の研究を担当することができる。

(寄付金の受入れ)

第10条 寄付プロジェクト研究部に係る費用等の寄附は、当該寄付プロジェクト研究部の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

(特許等の取扱い)

第11条 寄付プロジェクト研究部の発明に係る特許権等の取扱いについては、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職務発明規程（平成22年4月1日規程第42号）の定めるところによる。

(終了の報告)

第12条 寄付プロジェクト研究部職員は、寄付プロジェクト研究部の存続期間中、毎年度の進捗状況等（最終年度は研究成果の概要等）を理事長及び寄付を行った企業等に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式第 1

寄付プロジェクト研究部の概要

- 1 寄付プロジェクト研究部職員の所属
- 2 寄付プロジェクト研究部の名称
- 3 寄付者
- 4 寄付者の概要
- 5 寄付予定額（施設設備等を併せて寄付する場合はその概要）
- 6 寄付の時期及び期間
- 7 寄付金の使途
- 8 寄付の方法
- 9 担当予定職員名及び職名
- 10 寄付プロジェクト研究部の研究目的及び研究課題
- 11 寄付受入れの必要性